

# 個別検診のご案内

▼問合せ先 健康福祉課  
 ☎932・1493 (ダイヤルイン)  
 ☎932・1151 (内線154)

## 年に1回は健診を。特定健康診査

心筋梗塞や脳卒中は、ある日突然起こると考えがちです。しかし、血圧や血糖が少しずつでも高い状態が長期間続き、徐々に血管が痛んでいくことで起こります。

血管には神経がないため、どんなに傷ついても痛みがなく自分では状態がわかりません。そこで、血管を痛める高血圧や高血糖がないか知って頂く唯一の方法が健診なのです。現在治療中の人も対象となります。

▼自己負担金 500円  
 ▼受診方法 電話により医療機関に事前予約の上、特定健診受診券、須恵町国民健康保険証、前年度健診結果票(前年度受診した人)をお持ちになり受診してください。

## 早期発見・早期治療！がん検診

●子宮がん検診  
 ▼実施期間 11月30日(金)までの医療機関の診療時間内  
 ▼対象者 20歳以上の偶数年齢の女性(平成25年3月31日現在)

※対象の人にお送りした大腸がん検診クーポン券は、個別検診では使用できませんのでご了承ください。

▼医療機関 別表のとおり  
 ▼検診内容 問診・視診・細胞診・内診  
 ▼自己負担金 600円  
 ▼受診方法 電話により医療機関へ確認のうえ、健康保険証をお持ちになり受診してください。  
 ●大腸がん検診  
 ▼実施期間 平成25年3月30日



●別表 検診および接種実施医療機関

病院名	高齢者インフルエンザ	特定健康診査	子宮がん検診	大腸がん検診	電話番号
水戸病院	○	-	-	○	☎935-3755
水戸病院(健診センター)	-	○	-	-	☎935-3799
泰平病院	○	-	-	○	☎932-5881
市来医院	○	-	-	○	☎935-0165
岡医院	○	-	-	○	☎932-0458
千鳥橋病院付属須恵診療所	○	-	-	○	☎934-0011
須恵外科胃腸科医院	○	-	-	○	☎936-2355
貴外科胃腸科医院	○	-	-	○	☎933-5111
太田整形外科	○	-	-	○	☎932-8877
須恵中央眼科	○	-	-	-	☎931-1800
いずまるクリニック	○	-	-	-	☎933-8741
王子産婦人科医院	-	-	-	○	☎933-5050

## 高齢者インフルエンザ予防接種を受けましょう



接種を受ける前に、予防接種・副反応などについて、説明書をよく読み、理解した上で接種を受けましょう。気になることや分からないことがあれば、かかりつけ医にご相談ください。説明書は、実施医療機関にあります。

▼実施期間 平成25年1月31日まで  
 ▼対象者  
 ①接種当日、須恵町に居住する65歳以上の  
 ②接種当日、須恵町に居住する60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に障がい有する人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい有する人

▼自己負担額 1000円  
 ▼持参するもの 現住所と年齢が確認できるもの(健康保険証など)  
 ▼実施医療機関  
 ・別表の町内医療機関(6ページ下)  
 ・および福岡県内指定医療機関

※その他の医療機関で接種を希望するときは、健康福祉課にお問合せください。依頼書が必要になる場合があります。接種まで時間がかかることがあります。

## ○日常生活でできる予防

1. 外出後の手洗いとうがい  
 せっけん15秒以上洗い、水で流しましょう。
2. マスクの着用  
 他人からの感染を防ぎ、また他人へ感染させることも防ぐ効果があります。
3. 人込みに行かない  
 不必要な外出は避け、人込みに行くときにはマスクを着用しましょう。
4. 室内の湿度を保つ  
 インフルエンザウイルスは乾燥した状態を好みます。活動を抑えるためにも加湿器などで部屋の湿度を50%目安に保ちましょう。  
 また、定期的に室内の換気もしてください。
5. 十分な栄養とバランスの良い食事  
 十分な栄養とバランスの良い食事で体力、抵抗力を高めておきましょう。

▼問合せ先 健康福祉課  
 ☎932・1493 (ダイヤルイン)  
 ☎932・1151 (内線153)

## 障害基礎年金をご存知ですか？

国民年金の加入中などに障害等級の1級または2級の状態になったとき、次の要件に該当すれば、障害基礎年金を受給することができます。

### 支給要件

○保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あるとき  
 ※初診日が平成28年3月31日以前のときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

○20歳未満で初診日のある病気やケガによって障害の状態になった人が、障害等級の1級または2級に該当すれば、20歳に達したときに受給できます。また、障害認定日が20歳以降の場合は障害認定日から受給できます。ただし、本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。

### ▼障害等級の例

- 6か月経過した日、またはその期間内に症状が固定した日に障害等級1級または2級に該当した場合に障害基礎年金を受けることができます。
- 1級
    - 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
    - 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
    - 両眼の視力の和が0.04以下のもの
    - その他
  - 2級
    - 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
    - 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
    - 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
    - その他
- ※身体障害者手帳の等級とは異なります。

▼問合せ先 住民課国民年金係  
 ☎932・1467 (ダイヤルイン)  
 ☎932・1151 (内線118)

### 障害認定

支給要件を満たし、初診日から1年